

国直轄事業負担金に関する指定都市の緊急意見

指定都市市長会は、国直轄事業負担金について、これまで国から一方的に額が提示され、費用を負担する地方に対し積算根拠や使途の明細が明らかにされてこなかった問題に関し改善を求めるとともに、国と地方の役割分担の見直しを行った上で国直轄事業負担金を廃止することを数次にわたり主張してきた。

我々のこのような主張を踏まえ、国土交通省から、4月30日付けにて平成21年度予定額、5月29日付けにて平成20年度実績見込額の内訳が示されたところであるが、積算根拠などに依然として不明な点が多く、また、国が負担すべきと考えられる費用が負担金に含まれていることが明らかになった。

今後、国直轄事業の見直しにあたっては、地方の意見を最大限尊重し、以下の事項に取り組むことを強く求める。

1 国直轄事業負担金の廃止

(1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。

また、役割分担の見直しにより、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

(2) 特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すべきである。このため、平成22年度予算の概算要求は、維持管理費負担金の廃止を前提としたものであること。

2 地方の意見の反映

(1) 国直轄事業負担金制度のあり方全般について、国と指定都市の間で協議を行う場を平成21年度内に設けること。

(2) 国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から各指定都市と協議を行い、合意形成できる制度を平成21年度内に導入すること。

3 詳細な情報開示と負担の対象範囲の見直し

国直轄事業負担金に関する現在の国の説明や負担の考え方では、指定都市として、適正な請求であることを確認できず、住民への説明責任を果たすことができない。このままでは、支払いに支障を来たすおそれがあり、平成21年度の第1回の請求は、以下の事項を着実に反映した上でなされるものであること。

(1) 詳細な情報開示、説明

国直轄事業費の平成20年度実績見込額、平成21年度予定額の内訳が示されたが、事業の具体的な内容、積算根拠及び按分する際の根拠等がなお不明確である。さらに詳細な情報開示、説明を行うこと。

(2) 負担の対象範囲の見直し

国直轄事業負担金の対象範囲は、国直轄事業の実施に直接必要な経費に限るものとすること。また、国と地方の対等の関係から、国庫補助事業の補助対象との均衡を図るようにすること。

- 国庫補助事業の事務費比率と比べ、国直轄事業の業務取扱費や人件費の比率が高いため、国庫補助事業と同様に上限額を定め、地方に過大な負担を負わせないこと。
- 職員の退職手当、管理職の人件費、恒久的な庁舎、職員宿舎の建設・補修等の営繕宿舎費や、各地方整備局本体、国土技術政策総合研究所、技術事務所及び港湾空港技術調査事務所の経費など、国庫補助事業では認められていない経費や、国直轄事業との関係が不明確な経費については、負担金に含めないこと。

平成21年7月8日
指 定 都 市 市 長 会